

(様式2表面)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

		課等名 <u>                  </u> 地域安全課 <u>                  </u>	No. 02
許認可等の内容		小田原市自転車駐車場の施設等の使用の変更又は取消し	
根拠法令及び条項		小田原市自転車駐車場条例規則第6条	
審 査 基 準	関係条項	小田原市自転車駐車場条例施行規則第6条第2項	
	基準 (未設定の場合はその理由)	指定管理者は、前項の規定による使用の変更の申請があったときは、他の使用者の使用に支障が生じない場合に限り、許可をすることができる。	
	参考事項	定期使用許可に係る変更の届出（条例施行規則第7条）	
	設定等年月日	平成27年12月1日設定（平成年 月 日最終変更）	
標 準 処 理 期 間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数      即日 <del>（休日含まない。）</del>	
	設定等年月日	平成27年12月1日設定（平成年 月 日最終変更）	

(様式2裏面)

審 査 基 準	基 準	
------------------	--------	--